

総社市告示第9号

総社市障がい者在宅介護激励金支給要綱（平成17年総社市告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この要綱は、在宅の重度身体障がい者又は重度知的障がい者（以下「重度身体障がい者等」という。）を介護する者に対して、予算の範囲内において、総社市障がい者在宅介護激励金（以下「激励金」という。）を支給することにより、介護者<u>を</u>激励し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。 （1）重度身体障がい者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を<u>受けている</u>20歳以上の者をいう。 （2）重度知的障がい者 知能指数が35以下の心理学的判定を受けている療育手帳「A」の所持者<u>であって、</u>20歳以上のものをいう。 （3）介護者 重度身体障がい者等<u>と生計を一にして同居し、入浴、排せつ及び食事等の日常生活動作の全部又は一部について介護している者をいう。</u>	（目的） 第1条 この要綱は、在宅の重度身体障がい者又は重度知的障がい者（以下「重度身体障がい者等」という。）を介護する者に対して、予算の範囲内において、総社市障がい者在宅介護激励金（以下「激励金」という。）を支給することにより、介護者<u>の労苦を慰め</u>激励し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、当該各号に定めるところによる。 （1）重度身体障がい者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を<u>受けていて、常時介護を必要とする</u>20歳以上の者 （2）重度知的障がい者 知能指数が35以下の心理学的判定を受けている療育手帳「A」の所持者<u>で常時介護を必要とする</u>20歳以上のもの （3）介護者 重度身体障がい者等<u>を自宅で常時介護し、生計を一にする同居の者</u>

改 正 後	改 正 前
(支給の申請) 第6条 激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在宅介護激励金支給申請書を市長に提出しなければならない。 (支給の決定) 第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに受給資格の有無を審査のうえ、支給の適否を決定し、在宅介護激励金支給決定通知書又は在宅介護激励金支給却下通知書により申請者に通知しなければならない。 (申請事項の変更) 第8条 激励金支給の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）は、第6条の申請事項に変更があったときは、速やかに在宅介護激励金受給資格等変更届により市長に提出しなければならない。 <u>2 市長は、申請事項の変更により、受給決定者が激励金の支給要件を満たさなくなった場合は、当該受給決定者の激励金支給の決定を取り消すとともに、在宅介護激励金支給取消通知書により通知するものとする。</u> (現況届の提出) 第9条 受給決定者は、毎年9月、在宅介護現況届を市長に提出しなければならない。 (その他) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。	(支給の申請) 第6条 激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在宅介護激励金支給申請書<u>（様式第1号）</u>を市長に提出しなければならない。 (支給の決定) 第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに受給資格の有無を審査のうえ、支給の適否を決定し、在宅介護激励金支給決定通知書<u>（様式第2号）</u>又は在宅介護激励金支給却下通知書<u>（様式第3号）</u>により申請者に通知しなければならない。 (申請事項の変更) 第8条 激励金支給の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）は、第6条の申請事項に変更があったときは、速やかに在宅介護激励金受給資格等変更届<u>（様式第4号）</u>により市長に提出しなければならない。 (現況届の提出) 第9条 受給決定者は、毎年9月、在宅介護現況届<u>（様式第5号）</u>を市長に提出しなければならない。 (その他) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 <u>様式第1号（第6条関係）</u> 略 <u>様式第2号（第7条関係）</u> 略 <u>様式第3号（第7条関係）</u> 略 <u>様式第4号（第8条関係）</u> 略 <u>様式第5号（第9条関係）</u> 略

改正後	改正前

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。